

誘致企業指定審査基準（公表用）

I 資格審査

企業誘致推進本部は、指定企業申請書類に基づいて資格を確認し、申請者が資格要件を満たしていた場合には、市長は誘致企業審査委員会に対し指定ランク等の審査について諮問します。

1. 審査の方法

指定企業申請書類に基づいて、申請内容が資格要件を充足しているか否かを確認します。

2. 審査の項目

申請者は、市長が特に認める場合を除き、条例等で定めた資格要件を満たしている必要があります。なお、資格要件を満たしていることが確認できない場合には、失格となります。

【指定企業の資格要件】

項目	区分	内容
地域		市が定めた産業誘導地域のいずれかに該当すること。 (産業誘導地域とは、都市計画法上の用途地域で、準工業地域、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第二種中高層住居専用地域が対象になります。)
分野		市が定めた事業分野のいずれかに該当する企業であること。 (事業分野は、ア. 文学・芸術・教育関連 イ. 学術・商品開発研究関連 ウ. 生活文化関連 エ. 情報・通信関連 オ. 新製造技術関連 カ. スポーツ・健康関連 キ. 縫製・ファッション関連 ク. 新エネルギー・省エネルギー関連 ケ. バイオテクノロジー関連が対象になります。)
業種		市が定めた事業業種のいずれかに該当する企業であること。 (事業業種は、ア. 製品の製造、加工又は修理に係る事業 イ. 情報通信に係る事業 ウ. 卸売に係る事業 エ. 開発研究等を行う事業が対象となります。)
規模	事業用地の面積	中小企業は500㎡以上、その他の企業は1,000㎡以上であること。
	投下固定資産額	中小企業は1億円以上、その他の企業は2億円以上であること。
雇用		中小企業は、常用雇用者数が10人以上、又は雇用者総数が30人以上、その他の企業は、常用雇用者数が20人以上、又は雇用者総数が50人以上であること。
環境		地域特性に適合し、事業に関し環境の保全に必要な措置が講じられていること。
法令		立地する企業の事業施設、事業内容が、適用を受ける法令等に適合していること。
納税		国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。

【指定企業誘致協力者の資格要件】

項目	内容
賃貸借関係	指定企業申請者との土地及び建物の賃貸借関係が明らかなこと。
納税	国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。

II 指定ランク等審査

国立市誘致企業審査委員会は、市長からの諮問に応じ、資格審査に合格した指定企業申請者が提出した関係書類に基づいて指定ランク等を決定し、その審査結果を市長に答申します。

1. 審査の方法

(1) 委員会での指定ランク等の審査

各委員による評価や意見等に基づき、委員会として指定ランク等を決定します。

また、委員会で必要があると認めた場合には、市長に答申する審査結果に意見等を付すことができます。

(2) 審査期間

審査期間は、市長から諮問を受けた日から概ね30日以内を基準とします。ただし、審査委員会が協議を継続する必要があると認めた場合にはこの限りではありません。

2. 評価の項目

評価項目は、国立市企業誘致促進条例施行規則第4条別表第1に基づき、以下のとおりとします。

(1) 事業内容に関する審査

評価項目	主な内容	関係書類
優良性	<ul style="list-style-type: none"> * 資金計画を含む事業計画の妥当性、事業の安定性・継続性、事業の先駆性、事業の創造性などに関して総合的に評価します。 * その他評価すべき事項 	<ul style="list-style-type: none"> * 事業計画の概要書 * 会社の事業実績報告書
市民の生活環境に及ぼす影響	<ul style="list-style-type: none"> * 事業実施により想定される環境負荷や市民生活の利便性向上効果、緑地保全や省エネ策、CO2削減策などに関して総合的に評価します。 * その他評価すべき事項 	
地域経済活性化に及ぼす影響	<ul style="list-style-type: none"> * 事業規模や投下資本による地域雇用創出効果や経済効果などに関して総合的に評価します。 * 市の財政効果などを含め総合的に評価する。 * その他評価すべき事項 	
市民の地域活動に及ぼす影響	<ul style="list-style-type: none"> * 地域支援事業の実績や社会奉仕活動の実績、学習支援活動の実績などに関して総合的に評価します。 * その他評価すべき事項 	

(2) 企業に対する審査

評価項目	内 容	関係書類
経営状況	*経営の健全性、企業格付け、I S O取得、会社イメージなどに関して総合的に評価します。 *その他評価すべき事項	*会社の決算状況等

Ⅲ 指定ランク

指定企業及び指定企業誘致協力者のランクは、国立市企業誘致促進条例施行規則第4条別表第2及び第3により以下のとおりとします。

指定企業のランク

審査基準 ランク	優性	劣性
A	大変優れている	
B	大変優れている	一部劣るところがある
C	優れている	
D	優れている	一部劣るところがある
E	やや優れている	

指定企業誘致協力者のランク

ランク	貸先先の指定企業の指定ランク
A	A又はB
B	C又はD
C	E

Ⅳ 総合審査と通知

審査委員会からの答申（審査結果）に基づき、企業誘致推進本部で指定の可否及び指定ランク等を決定し、指定企業申請者に通知します。

Ⅴ 指定企業の公表

市長は指定企業を決定した場合には、市報やホームページにより事業者名や所在地などを公表します。ただし、指定ランクについては申請者以外非公開とします。